

平成28年4月22日

航空局

**羽田空港におけるビジネスジェットの受入れを拡大**

～ビジネスジェットの発着枠を2倍に拡大～

国土交通省は4月25日より、羽田空港においてビジネスジェット用に発着枠を2倍、到着機については最大約4倍に拡大するとともに、発着調整のビジネスジェットの優先順位を2段階引き上げます。あわせて、駐機可能機数を増加させます。

羽田空港では、ビジネスジェットの運航ニーズが高く、発着回数も年々増加しております。特に2015年の国際線では対前年比30%の大幅増となり、運航不成立も発生しており、乗り入れ希望のうち約20%が乗り入れできない状況にあります。

このような状況を改善するため、羽田空港へのビジネスジェットの受入れ条件の見直しを行います。

なお、ビジネスジェットは、定期便とは異なる公用機等の発着枠（以下「公用機等枠」という。）の範囲内で運航しているため、今回の対応により定期便の運航に支障を与えることはありません。

## ○発着制限の緩和

- ・ビジネスジェットの発着枠を現在の2倍に拡大します（1日8回から16回）。また、1日4回の到着上限を撤廃します（最大4回から15回へ約4倍増）。
- ・公用機等枠内の発着調整において、他の航空機と発着枠の申請が競合した場合、ビジネスジェットの優先順位を引き上げます（6位から4位へ2段階引き上げ）。
- ・ビジネスジェットが利用できる発着枠は時間毎に1～3回の制限がありますが、定期便の発着枠に空きがある場合には、ビジネスジェットの総枠（16回/日）の範囲内で時間毎の制限を超えた発着を可能とします。

## ○駐機可能機数の増加

- ・ビジネスジェットの駐機可能期間を最大10日間から5日間に短縮します。これにより、1スポット毎の駐機スポットの稼働率を高め、より多くのビジネスジェットの駐機を可能とします。
- ・大型機対応のビジネスジェット機用駐機スポットを分割することにより、複数航空機の駐機を可能とします。

※詳細は別添資料をご覧ください。

## 【お問い合わせ先】

国土交通省航空局航空戦略課 山口、大浦

TEL : 03-5253-8111（代表）（内線 48153・48158）

03-5253-8695（直通） FAX : 03-5253-1656